

## 勝浦町在宅育児支援金交付事業実施要綱

令和7年3月27日

勝浦町告示第28号

### (目的)

第1条 この告示は、昨今のエネルギー・食料品価格等の物価高騰を鑑み、乳児を日中家庭で監護する保護者に対し、在宅育児支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、子育て世帯の経済的負担を軽減し、乳児期の愛着形成を図り、もって安心して子育てできる環境の充実に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象乳児 勝浦町内に住所を有し、かつ、現に勝浦町内に居住している生後2か月を超え満1歳に達するまでの者
- (2) 保育所等 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する、子どものための教育・保育給付の支給認定の対象となる保育所、認定こども園、幼稚園及び認可外保育施設

### (交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、勝浦町内に住所を有し、かつ、現に勝浦町内に居住している者で、次に掲げるものとする。

- (1) 対象乳児を家庭で監護する父又は母（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第2条第1項に規定する育児休業に起因する給付金、手当等を受給している者を除く。）
- (2) 父又は母に代わり対象乳児を家庭で継続して監護している者

### (交付制限)

第4条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは交付対象者に支援金の交付を行わないものとする。

- (1) 対象乳児が保育所等に入所しているとき。
- (2) 交付対象者及びその配偶者が生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護を受けているとき。
- (3) 交付対象者、その配偶者及び対象乳児の居住の理由が里帰り出産等一時的な居住と認められるとき。
- (4) 交付対象者及びその配偶者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。)第2条第6号に規定する暴力団員または同条2号に規定す

る暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有するものに該当するとき。

(5) 交付対象者及びその配偶者が町税等に滞納があるとき。

(6) その他町長が在宅育児手当の交付が適当でないと認めたとき。

(交付金額)

第5条 町長は、交付対象者に対し、対象乳児1人につき月額10,000円を交付するものとし、対象乳児1人に対する交付合計額は100,000円を超えないこととする。

(交付申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする交付対象者(以下「申請者」という。)は、交付対象者となった日から起算して3か月以内に所定の在宅育児支援金交付申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)に必要な書類を添え、町長に提出しなければならない。ただし、町長が、やむを得ない事情があると認めるときは、申請期間を経過しても提出することができるものとする。

(調査)

第7条 町長は、前条に規定する書類により交付対象者であることが確認できない場合は、申請者に対し、受給資格の有無の確認のために必要な書類を提出させ、又は同意を得て調査することができる。

(交付の決定)

第8条 町長は、申請書の提出があったときは、審査を行い、交付の可否を決定し、所定の在宅育児支援金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)を申請者あてに通知するものとする。

2 町長は、交付の対象となった日の属する月の翌月から支給対象の期間(以下「交付対象期間」という。)の決定を行うものとする。ただし、第6条ただし書きにより、申請期間を経過して申請書の提出があった場合は、申請書の提出のあった日の属する月から交付対象期間の決定を行うものとする。

(交付の方法)

第9条 町長は、前条の規定により交付決定をした者(以下「交付決定者」という。)に対し、4月から9月分を10月末日までに、10月から3月分を3月末日までに支援金を交付するものとする。

(変更届)

第10条 交付決定者は、第8条に規定する交付対象期間中に、申請書の記載事項に変更があったときは、速やかに勝浦町在宅育児支援金交付申請事項変更届(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(消滅届)

第11条 交付決定者は、第8条に規定する交付対象期間中に交付対象者の要件を満たさなくなったときは、速やかに所定の在宅育児支援金交付事由消滅届(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(在宅育児支援金の返還)

第 12 条 町長は、交付決定者がこの告示の規定に違反したとき又は虚偽その他不正な手段により支援金の交付の決定を受けたと認めるときは、交付の決定を取り消し、既に支給した支援金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第 13 条 この告示に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(支給の特例)

2 第 8 条第 2 項の規定にかかわらず、施行日において支給対象者の要件を満たす者から令和 7 年 6 月 30 日までに申請があった場合の支給対象期間は、令和 7 年 4 月からとする。